

東成区役所庁舎受水槽外 3 槽清掃及び産業廃棄物収集運搬業務

○受水槽・雑用水槽清掃作業仕様書

この作業は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第 4 条に基づいて行うものである。この仕様書は、作業の内容を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項でも、建物管理保存及び保健衛生上必要と認められる軽微な作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 清掃物件

物件名称	有効容量	数量	形状材質等	設置場所
受 水 槽	9 t (2槽式)	1基	FRP樹脂製	設備棟 1 階受水槽室
雑用水槽	23. 7 t (1槽式)	1基	FRP樹脂製	B 1階倉庫

2 契約期間、実施日時

契約期間：契約日～令和 9 年 3 月 31 日

実施日時：契約日～令和 8 年 9 月 30 日の閉庁日（雑排水槽等清掃日と同日実施とする）

なお、「4 水質検査」の水質検査項目 28 項目のうち 1～16 については年 2 回実施とし、1 回目は清掃実施日、2 回目については令和 9 年 2 月～3 月の期間で実施すること。

3 作業内容

（1）清掃作業の項目

- ①高置タンク又は圧力タンクがある場合には、当該清掃は受水タンクの清掃を行った後に行う。
- ②タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。
- ③洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。
- ④清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにする。

（2）消毒作業の項目

- ①清掃終了後、塩素剤を用いて 2 回以上タンク内の消毒を行う。
- ②消毒薬は、有効塩素 50～100mg/l 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- ③消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ④消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
- ⑤消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

（3）その他項目

- ①消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行う。
- ②清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理する。
- ③タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。なお、長期休止明けに利用する場合は、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

4 水質検査

「3. 作業内容」の作業終了後受水槽について、次の項目について、水質検査を行う。

1. 一般細菌	2. 大腸菌	3. 鉛及びその化合物	4. 亜硝酸態窒素	5. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
6. 亜鉛及びその化合物	7. 鉄及びその化合物	8. 銅及びその化合物	9. 塩化物イオン	10. 蒸発残留物
11. 有機物	12. pH 値	13. 味	14. 臭気	15. 色度
16. 濁度	17. シアン化物及び塩化シアン	18. 塩素酸	19. クロロ酢酸	20. クロロホルム
21. ジクロロ酢酸	22. ジブロモクロロメタン	23. 臭素酸	24. 総トリハロメタン	25. トリクロロ酢酸
26. ブロモジクロロメタン	27. ブロモホルム	28. ホルムアルデヒド		

※検査項目 1～16 については年 2 回検査実施

5 作業実施における注意事項

- (1) 作業実施については、特に熟練された作業員を派遣するとともに、「作業責任者名簿」「作業員名簿」及び当該作業員の「検便検査成績書」を提出し、承諾を得る。
- (2) 作業にかかる前に作業行程等を本市担当職員と十分打合せをするとともに、業務時間及び安全対策等について説明し、承諾を得る。
また、給排水設備の配管、電気系統等を事前に確認し熟知すること。
- (3) その他、本市担当職員の指示に従うこと。

6 履行確認検査

業務が完了したときは、その場で本市担当職員の検査を受けるとともに、作業完了後速やかに「水質検査結果報告書」「現場写真（業務内容を明記した看板を使用し、清掃前・清掃中・清掃後撮影）」を提出すること。

7 再委託について

- (1) 再委託に関する特記事項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ・東成区役所庁舎受水槽外 3 槽清掃及び産業廃棄物収集運搬業務
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、委託者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと委託者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

○雑排水槽・汚水槽清掃作業仕様書

この作業は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条の3に基づいて行うものである。この仕様書は、作業の内容を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項でも、建物の管理保存及び保健衛生上必要と認められる軽微な作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 清掃物件（いずれの水槽も年2回行うこと）

名 称	有効容量	数量	設置場所
雑排水槽	6. 8 5 t	1基	B 1階PS
汚水槽	3. 2 2 t	1基	B 1階PS

2 契約期間、実施日時（詳細は契約時に本市担当職員と打合せすること）

契約日～令和9年3月31日

第1回目：契約日～令和8年9月30日の閉庁日（受水槽等清掃作業と同日）

第2回目：令和9年2月～3月のいずれかの閉庁日

3 作業内容

（1）清掃作業の項目

- ①水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。
- ②流入管に付着した物質並びに配水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。

（2）その他項目

- ①清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理する。
- ②清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

4 作業実施における注意事項

- （1）作業実施に関しては、特に熟練された作業員を派遣するとともに、「作業責任者名簿」「作業員名簿」を提出し、承認を受ける。
- （2）作業にかかる前に作業行程等を本市担当職員と十分打ち合わせをするとともに、業務時間及び安全対策等について説明し、承諾を得る。
また、排水設備の構造、配管、電気系統等を事前に確認し熟知すること。
- （3）作業のために放出する水は出来るだけ無駄にしないようにすること。
- （4）本作業により槽内から排出された廃棄物は、適正に処理を行い、マニフェスト等それを証明する書類を提出すること。
- （5）その他、本市担当職員の指示に従うこと。

5 履行確認検査

業務が完了したときは、その場で本市担当職員の検査を受けるとともに、作業完了後速やかに「現場写真（清掃前・清掃後）」を提出すること。

6 再委託について

(1) 再委託に関する特記事項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ・東成区役所庁舎受水槽外3槽清掃及び産業廃棄物収集運搬業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。